

重要事項説明書:訪問リハビリテーション

当院指定訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条及び第83条の規定に基づき、指定訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人つばさ
代表者氏名	理事長 中村 幸伸
本社所在地 (連絡先及び電話番号)	岡山県倉敷市大島 534-1 TEL:086-424-0283 FAX:086-424-2839

2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	つばさクリニック岡山 訪問リハビリテーション
介護保険指定事業者番号	3310115922
事業所所在地	岡山県岡山市北区奉還町 1-7-7
連絡先	TEL:086-254-0283 FAX:086-254-2839
事業所の通常の事業の実施地域	岡山市

(2)事業の目的及び運営の方針

医療法人つばさが設置するつばさクリニック岡山 訪問リハビリテーション(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問リハビリテーション(以下、「事業」という。)は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3)営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前 9 時から午後 17 時まで

(4)事業所の職員体制

管理者	医師 中村 幸伸
-----	----------

職	職務内容	人員
言語聴覚士	<p>イ) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p> <p>ロ) 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って指定訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。</p> <p>ハ) 指定訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。</p> <p>ニ) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。</p> <p>ホ) それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。</p>	1名以上

3. 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
指定訪問リハビリテーション	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、言語聴覚療法及びその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(2) 指定訪問リハビリテーションの禁止行為

指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ③ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

指定訪問リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用料のうち利用者の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。詳細は別紙「ご利用料金表(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)」をご確認ください。

4. その他の費用について

交通費	通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等の提供に要した交通費は、その実費を徴収させていただきます。
キャンセル料	サービスの利用予定日前日の17時以降にキャンセルされる場合、1提供当りの料金の10%を利用者に請求させていただきます。ただし、利用者の病状の急変や急な入院などの場合にはキャンセル料は請求いたしません。
その他	保険の適応されない物品や処置に実費負担が生じる場合があります。実費負担が発生する場合は本人・ご家族へ事前に説明をし、了解を得るようにいたします。

5. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額、その他費用の請求方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ● 上記に係る請求書は、利用月の翌月中ごろに郵送いたします。
利用料、利用者負担額、その他費用の支払い方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● お支払いは原則口座引き落としとさせていただきます。引き落とし手続き完了までの未収分は、原則、初回引き落とし時に一括で引き落としさせていただきます。 ● お支払いの確認をしましたら、領収書を郵送いたします。

- 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険や医療保険に係る各種保険証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間等)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 医師及び言語聴覚士は、医師の診療に基づき利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、指定訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (3) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (4) サービス提供は予定した時間内で行うものとし、実質の指定訪問リハビリテーションに加え、バイタルチェックや記録も提供時間内に含みます。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	院長 中村 幸伸
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護、取り扱いについて

<利用者及びその家族に関する秘密の保持について>

(1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

(2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

(3) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

(4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

<個人情報の保護について>

(1) 事業者は、個人情報の保護に努めておりますが、提供するサービスの質を高めることを目的に、必要に応じて連携を行っている医療機関や介護事業所に対して、書面又は電子カルテにて利用者に関する診療情報の開示を行っております。また、在宅医療の推進・発展のため学会・研究会・講演会などで個人が特定されない形で診療に関わるデータ等を利用する場合があります。

(2) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じま

す。また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 居宅介護支援事業所との連携

指定訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

12. サービス提供の記録

サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況、その他必要な事項を記録します。またその記録は完結の日から5年間保存します。また、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13. 衛生管理等

サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

14. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- (ア) 提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【苦情申立の窓口】のとおり)
- (イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。(下記に記す【苦情処理の手順】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

事業者の窓口	所在地	岡山市北区奉還町1丁目7-7
	電話番号	086-254-0283
	FAX番号	086-254-2839
	受付時間	9時00分～17時00分
岡山市事業者指導課	所在地	岡山市北区鹿田町1丁目1-1
	電話番号	086-212-1013
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町11-6
	電話番号	086-223-8811

(3) 苦情処理の手順

- (ア) 提供した指定訪問リハビリテーション等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (イ) 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (ウ) 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

15. その他運営に関する重要事項

- (1) サービス提供職員の質的向上を図るための研修機会を適宜設けます。
- (2) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人つばさが定めるものとします。